

公益社団法人厚木市シルバー人材センター委員会運営要綱

(平成24年4月1日 要綱第9号)

(趣旨)

第1条 公益社団法人厚木市シルバー人材センターの委員会設置に関する規程第3条の規定に基づき、委員会の必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

2 地域活動委員会

(1) 地域班に係る要綱は、別に定める。

3 総務委員会

- (1) 会員の入会に関する事。
- (2) 会員の資質向上に関する事。
- (3) 総会等の運営に関する事。
- (4) 前各号に掲げるほか、総務に関する事。

4 広報委員会

- (1) 情報の収集及び提供に関する事。
- (2) 普及啓発に関する事。
- (3) 会報紙の発行計画及び編集に関する事。
- (4) ホームページの企画及び更新に関する事。
- (5) 前各号に掲げるほか、広報活動に関する事。

5 業務開拓委員会

- (1) 就業先の開拓及び提供に関する事。
- (2) 職種班の設置及び充実に関する事。
- (3) 受託事業及び独自事業に関する事。
- (4) 適正就業の推進に関する事。
- (5) 前各号に掲げるほか、業務開拓に関する事。

6 安全管理委員会

- (1) 会員が健康で安全に働くことができるための実施計画の策定に関する事。
- (2) 会員の就業に際しての事故防止対策に関する事。
- (3) 会員の就業に際しての安全衛生教育に関する事。
- (4) 会員の就業に際しての品質向上に係るマニュアルに関する事。
- (5) 前各号に掲げるほか、安全管理に関する事。

(委員)

第3条 委員会の委員の定数は、10名以内とし、次に掲げる区分から選任する。

(1) 理事

(2) 会員

2 委員は、理事長が委嘱する。

(報告)

第4条 委員長は、委員会の進捗状況、検討結果等を理事長及び理事会に報告する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、センター事務局において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 公益社団法人厚木市シルバー人材センター安全管理対策員要綱は、廃止する。